

広島県告示第九十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三十七条の二第二項の規定によつて、巣島港に係る港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和八年二月十二日

巣島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 横田美香

一期日

令和八年二月二十五日 午後二時

二場所

廿日市市桜尾本町一一番一号

四階会議室

三指定しようとする地域

巣島港赤崎地区